第一項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

第一項の表一二五の項を次のように改める。

一二五	削除

第一項の表一九九の項を次のように改める。

一九九	削除

第一項の表二四一の項を次のように改める。

二四一	削除

第四項の表一八の項を次のように改める。

一八	削除

三十五　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

10	削除

第一項の表七五の項を次のように改める。

75	削除

第一項の表一六五の項を次のように改める。

165	削除

第一項の表三五一の項を次のように改める。

351	削除

第一項の表四二三の項を次のように改める。

423	削除

第一項の表五三四の項を次のように改める。

534	削除

第四項中「電力供給業務用」を「電気供給業務用」に改め、同項の表一の項中「(93.00)」を「(93.90)」に改める。

三十六　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除

第一項の表二九〇の項を次のように改める。

290	削除

第一項の表三三二の項を次のように改める。

332	削除

三十七　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項中「電力供給業務用」を「電気供給業務用」に改め、同項の表一の項中「(104.50)」を「(114.50)」に改める。

三十八　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

8	削除

第一項の表五六の項を次のように改める。

56	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

69	削除

第一項の表九四の項を次のように改める。

94	削除

第一項の表一〇九の項を次のように改める。

109	削除

三十九　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項中「電力供給業務用」を「電気供給業務用」に改め、同項の表八の項を次のように改める。

8	削除

四十　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五七の項を次のように改める。

57	削除

第一項の表一三二の項を次のように改める。

132	削除

第一項の表一四六の項を次のように改める。

146	削除

第一項の表一五〇の項を次のように改める。

150	削除

四十一　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九三の項を次のように改める。

93	削除